

様式第4号（第10条関係）

下野市国民健康保険運営協議会 議事録

審議会等名 令和6年度 第1回下野市国民健康保険運営協議会
日 時 令和6年5月15日（水） 午後1時30分から午後2時20分まで
会 場 下野市役所 2階 203会議室
出席者 木村千里委員、海老原治美委員、九鬼眞澄委員、柳田陽子委員、篠原眞澄委員、
伊沢泰直委員、相澤康男委員、松山裕委員、間中理恵委員、松本文男委員、
小室正男委員、遠藤正三郎委員、山下祐治委員
欠席者 高橋康子委員、富山剛委員、内藤文明委員、豊田潤委員、斎藤文隆委員
市側出席者 （事務局）江連副市長、直井市民生活部長、長塚市民課長、富永税務課長、
日向野課長補佐、木村課長補佐、神永主幹、高山主事、青木主査
公開・非公開の別（ 公開 ・ 一部公開 ・ 非公開 ）
傍聴者 0人
議事録（概要）作成年月日 令和 6年 5月20日

【協議事項等】

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 あいさつ
- 4 自己紹介
- 5 協議事項
 - (1) 会長及び職務代理の選任について
- 6 報告事項
 - (1) 下野市国民健康保険税条例の一部改正について（資料1）
 - (2) 令和6年度下野市国民健康保険事業計画について（資料2）
 - (3) 令和6年度下野市国民健康保険運営協議会スケジュールについて（資料3）
- 7 その他
- 8 閉会

1. 開会

長塚市民課長

定刻になりました。ただ今より、令和6年度第1回下野市国民健康保険運営協議会を開会いたします。

2. 委嘱状交付

長塚市民課長

議事に先立ちまして、下野市国民健康保険運営協議会委員の委嘱状を交付いたします。本来でしたら、皆様お一人お一人にお渡しするところですが、お時間の都合もございますので、代表者への交付とさせていただきます。

江連副市長、よろしくお願いいたします。

委員代表 木村 千里様、前へよろしくお願いいたします。

—副市長より、木村委員へ委嘱状交付—

長塚市民課長

お席にお戻りください。

なお、委員の皆様への委嘱状は、お席の方へ置かせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

3. あいさつ

長塚市民課長

続きまして、本協議会開催にあたり、江連副市長よりごあいさつ申し上げます。

江連副市長、よろしくお願いいたします。

江連副市長

皆さま、こんにちは。

副市長の江連でございます。本日は、市長公務都合のため、代わりまして私から一言ご挨拶申し上げます。

本日は、ご多用のところ、令和6年度 第1回 国民健康保険運営協議会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

本市の運営基盤となります、「第二次下野市総合計画 後期基本計画」内において目標としている「大切な命を育み、健康で笑顔あふれるまちづくり」のため、保険事業の充実の一環として、国民健康保険の特定健康診査の受診率向上や市民の健康維持を図りながら、医療費の適正化による保険事業の運営の健全化に向けた取り組みを実施しているところでございます。

このたび、令和6年度を計画始期とする「第3期下野市国民健康保険データヘルス計画」並びに「下野市国民健康保険特定健康診査等実施計画（第4期）」を策定いたしました。

市民一人一人が主体的に、より良い生活習慣に取り組みながら、生活習慣病のリスクを早期に発見し、病気の発症または重症化を予防することにより、健康寿命の延伸と医療費の適正化を図ること、そして、医療費と被保険者の負担額を抑止するため、保健事業に積極的に取り組むと共に、適正受診の勧奨や定期的な検診の案内を実施

し、受診率の向上と被保険者の健康意識の向上を図ることにより、財政の健全化と安定化の確保に努めてまいりたいと考えております。

最後になりますが、委員の皆さまにおかれましては、今後の下野市の国民健康保険事業が安定的に運営できるよう活発なご意見をいただきますことをお願い申し上げます。簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

長塚市民課長

ありがとうございました。

ここで、江連副市長は、次の公務のため、退席させていただきます。

4. 自己紹介

次に、今回が初めての協議会となりますので、委員の皆様より自己紹介をいただければと思います。

席順で、相澤委員よりお願いいたします。

—各委員の自己紹介—

長塚市民課長

ありがとうございました。

続きまして、職員も自己紹介させていただきます。

—職員の自己紹介—

5. 協議事項

長塚市民課長

それでは、これより議事に入りますが、本日の会議は委員改選後初めての協議会のため、会長が決まっておりません。

下野市国民健康保険規則第9条の規定により、「協議会の会議は会長が議長となる。但し、会長及び会長の職務を代行する委員がともに欠けた場合の会議においては、年長の委員が臨時に議長になる」とあるため、九鬼委員に、臨時議長をお願いしたいと思います。九鬼委員、議長席へおつきください。

九鬼臨時議長

只今、ご指名いただきました九鬼です。会長が選出されるまでの間、臨時に議長を務めさせていただきます。議事が円滑に進められますよう、皆様のご協力をお願いいたします。

議事に入るまえに、富山委員、内藤委員、豊田委員、斎藤委員、高橋委員より欠席の連絡がありましたので、ご報告いたします。よって、本日の出席人数は定数18名のところ、13名で、下野市国民健康保険規則第11条の規定による会議の定足数を満たしておりますので、本会議が成立していることをご報告申し上げます。

続きまして、下野市国民健康保険規則第14条の規定により、本日の会議録署名委員に、被保険者代表の木村委員と海老原委員を指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

—異議なしの声—

異議なしと認め、本日の会議録署名人は木村委員と海老原委員をお願いいたします。

それでは、会議次第に基づきまして、進行させていただきます。

初めに、5. 協議事項(1)「会長及び職務代理の選任」のうち、「会長の選任について」を議題とします。

会長の選任につきましては、国民健康保険法施行令第5条の規定により、公益を代表する委員の中から選出していただくこととなっております。

選出の方法につきましては、投票による方法、または指名推薦による方法がありますが、ここでお諮りいたします。

本日ご出席の5名の公益代表の中から、指名推薦の方法で選出したいと思いますが、ご異議ございませんか。

—異議なしの声—

異議なしと認め、指名推薦の方法により選出することといたします。

それでは、公益を代表する委員の中から、どなたかの推薦はありますか。

相澤委員

松本委員が適任だと思います。

九鬼臨時議長

只今、松本委員を推薦するご発言がありました。

お諮りいたします。松本委員を会長に選出することについて、ご承認いただける場合は、拍手をもってお願いいたします。

—拍手多数—

九鬼臨時議長

異議なしと認め、会長に松本委員が選任されました。

以上をもちまして、臨時議長の職を解任とさせていただきます。ご協力いただき、ありがとうございました。

長塚市民課長 九鬼委員、ありがとうございます。
只今、会長に選任されました松本委員、議長席におつきください。

—松本委員議長席へ移動—

長塚市民課長 それでは、松本会長より、ごあいさつお願いいたします。

松本会長 只今、皆様のご推薦をいただきまして会長に就任しました、松本でございます。会長として、国民健康保険運営協議会がスムーズに進行できますよう努めさせていただきますので、皆様ご協力の程、よろしくをお願いいたします。

それでは、会議次第に基づきまして、進行させていただきます。

協議事項（１）「会長及び職務代理の選任」のうち、「職務代理の選任について」を議題とします。

会長の職務を代行する委員の選任につきましても、国民健康保険法施行令第５条の規定により、公益を代表する委員の中から選出していただくこととなっております。

選出の方法につきましては、投票による方法、または指名推薦による方法がありますが、ここでお諮りいたします。

私を除く、本日ご出席の４名の公益代表の中から指名推薦の方法で選出したいと思いますが、ご異議ございませんか。

—異議なしの声—

松本会長 異議なしと認め、指名推薦の方法により選出することといたします。
それでは、公益を代表する委員の中から、どなたかの推薦はありますか。

相澤委員 小室委員が適任だと考えます。

松本会長 只今、小室委員を推薦するご発言がありました。
お諮りいたします。小室委員を会長の職務を代行する委員に選任することについて、ご承認いただける場合は、拍手をもってお願いいたします。

—拍手多数—

松本会長 拍手多数と認め、会長の職務を代行する委員に小室委員が選任されました。
小室委員、どうぞよろしくお願いいたします。

6. 報告事項

松本会長

続きまして、6. 報告事項（1）「下野市国民健康保険税条例の一部改正について」事務局の説明をお願いします。

木村課長補佐

税務課 市民税グループの木村と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは、報告事項（1）「下野市国民健康保険税条例の一部改正」につきまして、ご説明申し上げます。

お手元の、資料1をご覧ください。

本件につきましては、令和6年2月1日に開催いたしました「令和5年度第4回国健康保険運営協議会」において協議事項としてご説明申し上げ、皆様にご承認をいただきました。その後、令和6年3月30日に「地方税法施行令の一部を改正する政令」が公布されたことに伴い、同年3月31日付で「下野市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例」について専決処分を行ったものでございます。

まず、「1 概要」でございしますが、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第136号）が令和6年4月1日に施行されたことに伴い、国民健康保険税の低所得者に係る軽減判定所得が見直されたことから、条例を一部改正したものでございます。

次に、「2 理由」でございしますが、国民健康保険税の負担水準に関して、消費者物価など経済動向を踏まえ適切な措置を講じることで、安定的な制度の運用を図るものでございます。

次に、「3 改正内容」でございしますが、「減額の対象となる所得の基準の引き上げ」として、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定におきましては、被保険者等の数に乗すべき金額を現行の「29万円」から「29.5万円」に、また、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定におきましては、被保険者等の数に乗すべき金額を現行の「53.5万円」から「54.5万円」に引き上げたものでございます。

なお、下表は【軽減判定所得】の算出につきまして、改正前と改正後をまとめたものでございます。5割軽減及び2割軽減につきまして、下線部が改正となったものでございます。

また、下段の【改正後の軽減世帯推計見込】でございしますが、現行では、合計で被保険者数が4,846人、世帯数が3,175世帯、軽減額が1億5,318万4千円となっておりますが、改正後につきましては、合計で、被保険者数が4,882人、世帯数が3,198世帯、軽減額が1億5,408万5千円となる見込みであることから、今回改正となる5割軽減及び2割軽減におきまして、減額の対象となる所得の基準の引き上げにより、5割軽減が、80万9千円の増、2割軽減が、9万2千円の増、併せまして、90万1千円の増となる見込みであり、軽減対象世帯の拡充が図られるものとなっております。

次に、「4 施行期日 適用区分」でございますが、先程申し上げましたとおり、専決処分により、施行期日を令和6年4月1日とし、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用するものでございます。

説明は以上となります。

松本会長

只今の説明に対しまして、ご意見・ご質問はありますか。

質問が無いようですので、次に、報告事項（2）「令和6年度下野市国民健康保険事業計画について」事務局の説明をお願いします。

日向野課長補佐

改めまして、市民課保険年金グループの日向野と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは、報告事項（2）「令和6年度下野市国民健康保険事業計画」につきまして、ご説明申し上げます。

お手元の、資料2をお開きください。「令和6年度下野市国民健康保険事業計画（案）」でございます。

国民健康保険は、国民皆保険制度の基盤として地域住民の医療の確保と健康の保持・増進に大きな役割を担っています。今後さらに進展していく超高齢社会においてその役割は一層重要性を増し、保険財政の健全化に努めながら、将来的な医療費の伸びを抑制するため、保健事業の強化・充実が期待されているところです。

本市においても、引き続き保健事業に力を入れ、生活習慣病の発症・重症化予防に取り組み、被保険者自らの健康管理意識の改善を図ります。

本計画の実施にあたり、「事業運営の適正化の推進」から、「広報活動の推進」までの6項目を重点項目として掲げ、計画達成に向けた事業取組内容や目標値などを設定しております。

初めに、「事業運営の適正化の推進」といたしましては、国民健康保険運営協議会を年4回開催予定しております。委員の皆様にご審議、ご意見を賜りながら、本市の国民健康保険運営について、ご協力をお願いしたいと思っております。

次に、「保健事業の推進」といたしましては、特定健診等実施の推進、特定保健指導の実施率向上、疾病予防普及・啓発事業等の推進を図ります。

特に、疾病予防といたしまして、例年糖尿病重症化予防プログラムを実施しておりますが、今年度の参加者数目標値を20人と設定し、医療機関や健康増進課と連携をとりながら事業を進めてまいりたいと考えております。

次に、「医療費適正化の推進」といたしましては、レセプト点検強化、医療費通知の実施、重複・頻回受診者対策の推進、後発医薬品の利用促進、医療費適正化の啓発活動を図ってまいります。

なお、レセプト点検強化に係る各目標値につきましては、県へ報告する「レセプト点検調査実施計画」に基づき、今年度の目標値として設定したのとなっております。

続いて裏面をご覧ください。「国保税収納率の向上」といたしましては、徴収の適正な実施、口座振替の推進、コンビニエンスストアでの収納の実施、催告・督促等の強化及び差押えの実施や滞納世帯に対する納税相談と納税指導などを随時実施してまいります。

次に、「資格適用の適正化の推進」といたしましては、窓口での国保資格得喪処理や市民の皆様へのご案内など、各種事務処理を正確かつ迅速に実施してまいります。

最後に、「広報活動の推進」といたしましては、広報誌やホームページを活用しながら、特定健康診査の受診勧奨や人間ドック費用助成、また、制度改正等についても適宜お知らせしていくなど、市民そして被保険者の皆様に必要、かつ、分かりやすい広報に努めてまいりたいと考えております。

以上、6つの重点項目に基づきまして、今年度の事業に取り組んでいきたいと考えておりますので、委員の皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

説明は以上となります。

松本会長 只今の説明に対しまして、ご意見・ご質問はありますか。相澤委員お願いします。

相澤委員 ただいま説明があった中の国保税の収納率の向上について、現在現年度分の収納率は96%ということですか。

神永主幹 それではお答えいたします。令和5年度の3月末時点での収納率ですが、現年度分が94.4%となっております。5月末までは令和5年度の税が収納できますので、96.4~5%を見込んでおります。

相澤委員 後一点お伺いしてもよろしいでしょうか。スマートフォンを使用した納付方法はいつから開始したのでしょうか。

神永主幹 スマートフォンのアプリの収納につきましては、現在は下野市ではPayPayとLINEPayが対応しております。PayPayについては令和2年度から、LINEPayにつきましては令和4年度から対応しております。

相澤委員 現在の収納した中で、コンビニ収納とスマートフォンのアプリ収納の占める割合はいくつですか。

神永主幹 お答えいたします。令和6年3月末現在で、コンビニエンスストアでの収納は19.94%、スマートフォンのアプリでの収納は1.1%となっております。よろしくお願いたします。

松本会長 他にございますか。伊沢委員

伊沢委員 いくつかあるのですが、医療費適正化の推進のあたりで、重複・頻回受診者対策の推進については看護師の訪問指導となっております。医療費適正化は非常に重要な施策だと思いますので、薬剤師会の代表として役割を担っていければと考えています。
また、特定健診の実施率が52%ということですが、どの程度達成できる見込みでしょうか。勤労世代の方々は事業主検診をしていて、協会けんぽの実施率から漏れている人たちもいるようすが。

日向野課長補佐 特定健診につきましては、令和4年度は目標値に近い50.1%の受診率でした。今後も実施率の目標を達成できるように努めてまいります。

伊沢委員 特定保健指導はいかがでしょうか。30%はとても高い数値だと思いますが。糖尿病等予後の悪い疾病に対して、医療にリーチさせるという点で、保健指導は非常に重要な位置にあると思います。こちらも目標値があるならば、それを達成できるようにしていただければと思います。
それと、後発医薬品の利用促進に関して情報提供なのですが、今年の10月あたりから、後発品を使っていない方が一部保険分の負担をするという改正が予定されているようすが。
もし後発品がある薬であるにも関わらず、ブランド品を選択した場合に、後発品とブランド品の差額分を一部保険診療外として一部負担金に含めるという改定が進められているようすが。

日向野課長補佐 回答が遅くなり大変申し訳ありません。特定保健指導の令和4年度の値は22.4%となっております。ここ数年では20%前後が続いておりますので、目標が達成できるようにこちらも努めてまいります。

松本会長 他にございますか。質問が無いようですので、次に、報告事項(3)「令和6年度下野市国民健康保険運営協議会スケジュールについて」事務局の説明をお願いします。

青木主査 改めまして、市民課保険年金グループの青木と申します。よろしくお願いたします。

それでは、報告事項（３）「令和６年度下野市国民健康保険運営協議会スケジュール」につきまして、ご説明申し上げます。

お手元の、資料３をお開きください。「令和６年度下野市国民健康保険運営協議会スケジュール（案）」です。

こちらは、昨年度の最後の運協でも提示させていただきましたが、新年度に入りましたため、改めて提示させていただきました。

先ほどの「事業計画」にもありましたとおり、本年度の協議会は、本日を含めて４回の開催を予定しております。協議内容は、資料にもありますとおり、予算・決算などとなっております。委員の皆様にはご負担をおかけいたしますが、ご協力いただきますよう、お願いいたします。

続いて「その他」の列についてですが、１０月中旬に栃木県国民健康保険団体連合会主催の研修会の開催が予定されているほか、同じく１０月開催予定の下野市産業祭でのPR活動などを予定しております。内容など決定次第、随時お知らせいたします。本年度のスケジュール（案）は、以上となります。よろしく願いいたします。

松本会長

只今の説明に対しまして、ご意見・ご質問はありますか。

ありがとうございます。以上で報告事項を終わります。

7. その他

松本会長

次に、7. その他 に移りますが、事務局で何かありますか。

無いようですので、本日予定しました議事はすべて終了いたしました。委員の皆様から何かございますか。

無いようでしたら、以上を持ちまして進行を事務局にお返しします。

委員の皆様、円滑な議事進行にご協力いただき、ありがとうございます。

8. 閉会

長塚市民課長

議事進行ありがとうございました。委員の皆様におかれましても、ご審議をいただき、ありがとうございました。

次回、第２回の運営協議会は、８月６日（火）を予定しております。

日程が決まりましたらご案内いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、令和６年度第１回下野市国民健康保険運営協議会を閉会いたします。お疲れさまでした。

駐車券の処理をされてない方がいらっしゃいましたら、事務局までお申し付けください。